

農地の現況転換の注意事項

1. この現況転換届出書で対象となる農地の現況転換は、3カ月以内で3,000㎡未満の田から畑への転換、土壌改良等農地の現況転換に限るものとする。
2. 現況転換の工事を行う30日前までに、届出書及び添付書類を農業委員会事務局に提出すること。
3. 同意書に同意をもらうにあたり、隣接土地所有者・区長・農会長・水利代表から条件を出された場合は、必ず同意書の条件の欄に記入すること。
4. 字限図には申請地を明確に記入し、その隣接土地所有者及び耕作者と地目を記入すること。
5. 申請地が小作地のときは、小作人が申請する場合は所有者の承諾書、所有者が申請する場合は小作人の承諾書を提出すること。
6. 表土が10cm以上あり、農地として耕作可能なものであること。また、掘削する場合は3mまでとすること。
7. 付近の農地、用排水、農道等に悪影響を与えないこと。申請者が行った現況転換によって与えた損害については、その補償の費用は全て申請者が負わなければならない。
8. 工事が計画どおり完成する見込みがあること。様式第1号に申請した工事期間を越える場合は、農業委員会に報告すること。
9. 盛土の中に廃材、産業廃棄物、瓦礫等農地の土として不適当なものは、混入してはならない。
10. 上記にある違反行為若しくは近隣土地に損害を与えるか、損害を与える可能性が判明した場合は、工事中止命令又は原状復帰命令を出すことがあります。
11. 現況転換後1年間は農地として使用し、1年以内の転用は認めません。